

副本

平成22年(行ウ)第2号 行政文書不開示決定処分取消請求事件

原告 松山 洽幸

被告 国 (処分行政庁 内閣官房内閣総務官)

被告第5準備書面

平成23年5月26日

大阪地方裁判所第7民事部合1係 御中

被告指定代理人

近 藤 裕



平 井 直



樋 口



澤 田 勝



荒 金 慎



西 村



米 澤 信



馬 場 純



岡	田	幸	兵衛
阿	部	左	織
田	中	康	弘
中	村	智	之
吉	田	俊	介

被告は、本準備書面において、原告の2011年（平成23年）3月16日付け準備書面(4)（以下「原告準備書面(4)」という。）における主張について必要な限度で反論する。

なお、略語は、特に断りのない限り、従前の例による。

第1 原告準備書面(4)に対する反論

1 原告の主張

原告は、「自民党麻生内閣が選挙で敗北し、近いうちに政権交代をすることが明らかになっている以上、官房報償費を支出する根拠が全くない」とか、新聞で報道された平成21年9月1日から同月16日までの間のいわゆる「首相動静」によると「麻生内閣は、「国の重要政策の企画立案，総合調整」を全く行っておらず，そのもとでの河村長官も「国の重要政策の企画立案，総合調整のために当該政策部分等にかかわる内外の諸情勢に関する情報収集等の活動」を行っているとはおよそ思われない。」（原告準備書面(4) 2ページ）などとして、本件対象文書を開示しても、被告の主張に係る支障が生じるおそれはない旨主張する。

2 原告の主張が失当であること

(1) 被告第1準備書面の第2（5ページないし7ページ）及び第4（12、13ページ）で述べたとおり、内閣官房報償費は、国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じ、その都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用する経費であり、その使用は、内閣官房長官の優れて政治的な判断の下で決定されるという特殊な性格を有している。そして、内閣による情報収集・協力依頼に係る活動は、広く行政活動全般にわたるものであることから、必然的に内閣官房報償費を使用する案件の範囲も、内政・外政の全般にわたり、そのような内閣の情報収集、協力依頼に係る活動を円滑に進めるため、内閣官房報償費の使用及び関係文書の

保管・管理は、高度の秘密保持の下に取り扱われているのである。

(2) 上記のような内閣官房報償費の性質等に鑑みれば、本件対象期間（平成21年9月1日から同月16日まで）が、同月16日に鳩山由紀夫内閣が発足する前の時期であったということから直ちに、同時期に内閣官房長官が、内政・外政全般にわたる事項に関連して、内閣官房報償費を支出する理由がなかったということができないことは明らかである。

すなわち、原告は、新聞紙上に掲載された本件対象期間の内閣総理大臣の動静に関する記事を根拠に、本件対象期間には内閣官房報償費の支出の対象となる案件が存在しなかったかのような主張をするが、内閣官房報償費の支出に関わる内政・外政上の案件は、新聞に掲載された内閣総理大臣の行動日程に現れたものに限られないことは当然であり（そもそも原告が引用する新聞記事には、閣議や協議、会談等における具体的内容についての記載はない。）、このような特定の新聞に掲載された内閣総理大臣の動静という、極めて限定的かつ表面的な情報記事に記載がないからといって、本件対象期間に係る内閣官房報償費の支出に関わる内政・外政上の案件がなく、「国の重要政策の企画立案、総合調整のために当該政策部分等にかかわる内外の諸情勢に関する情報収集等の活動」を行っているとはおよそ思われぬ。」などと断定できないのである。なお、内閣官房報償費の支出の時期については、当該支出に関わる案件の時期と異なる場合もあり得る。

以上によれば、原告の上記主張は、その根拠を欠くものであって、単なる憶測の域を出るものではなく、明らかに失当である。

第2 結語

以上によれば、原告準備書面(4)における主張は、理由がないことが明らかである。

以上